



庄山 忠文議員

春富集会センター及びふれあい広場について

問 春富校区において区長、町職員、議員との協議の中で住宅の整備が急務と思えるが意見が多かった様であるが若者の定住のためにも住宅の整備は考えられないか、又、集会センター・住宅・資料館・直売所の建設に対しての国県の補助事業等はないか伺う。

答 春富集会センター及びふれあい広場の開発、有効利用については当初の用地取得の目的としては資料館建設が念頭にあり、その為に土地提供があつたと伺っている。その後資料館単独での建設については困難な状態となつて今日に至っているところと理解している所である。ふれあい広場周辺は、春富地区において中心的地所であり本町の北の玄関口

で重要な場所である事から、宅地化や企業誘致等、資料館以外のさまざまな活用が可能と思われる。以前、議会において、地区での検討会等を立ち上げ、元地権者の方の意向も踏まえ、進めていく必要があると考えていたが、既に検討会も進んでいる様です。そういう中、財政面から、集会センターに対しての補助事業は今のところ見当たらない、住宅に対して、国の公営住宅整備事業で50%の補助事業がある。資料館については厳しい状況だと思っている。

この様な事から今後地区の方々の思いをもつて何らかの事業を有利な展開で、補助事業等を使いながら、やはり何とかせなにかん、そういう風な気持ちをもつて今後しっかり進めていければと思う。



県道と仁・山鹿線沿いの『歴史と文化のふれあい広場』一帯

町道及び県河川、町河川の管理について

問 町道において建設課、住民の方々に草切り等の管理が行われているが町での事業は全体でどれ位やられているか又、非常に低い橋の欄干等は危険であり対応を急ぐべきと思うがどうか。

答 町道の草刈りについては燃料を配布してお願いしているところである。高齢化が進む中、お願いするのは忍びがたいが今後は通学道、交通量の多い町道、公共施設への道路等について検討する必要があると考える。19年度で除草が5,000㎡、通行に支障のある枝切り、竹切、倒木等の除去を行った。又、低い欄干の橋は菊水地区に10ヶ所、三加和地区において27ヶ所あり、事故等も起きているので、再点検しながら順次安全・安心な状況を作り出していく様努力する。

問 県河川、町河川の草切りに対して高齢化が進み事故等も起きやすく、草切りもで

きない状態になっている。今後どの様に思っているか。
答 今年度300万の予算を持って業者委託なのか、又、何らかの形で有効に300万を使わせていただきたい、今後においてはこの問題は抜本的にしっかりと考えなければいけない問題であると受けとめている。



住民の手できれいに刈りとられた県河川『和仁川』



森 恵子 議員

産業廃棄物最終処分場建設問題について

熊本県は平成18年3月

27日、県が主導して設置する管理型産業廃棄物最終処分場建設を南関町上坂下に決定したと一方的な発表を行った。

それ以来これまでに数回、下流域住民に対する説明会が開かれて、県は一貫して住民の理解を得られるように説明していきたくと繰り返し述べてきた。建設計画を心配する下流域の住民から、平成18年8月21日に、建設は絶対に容認できないという内容の「公共関与による産業廃棄物最終処分場建設に関する陳情書」が、そして翌年平成19年4月27日には内田・長小田区住民380名の署名簿が添付された「産業廃棄物最終処分場建設に関する請願書」が町長と議会議長宛に提出された。これを受

けて和水町議会は2件とも全会一致で採択し、二度にわたリ議会代表、地域住民代表、そして町長と一緒に町で県に出向き、要請行動を行ってきている。しかし県側はどうしてもやらなくてはならない計画であるとして、住民の不安や反対を押し切る形では進めないが、全国的なモデルとなるような最新技術で対応して安心の度合いを高めたいと回答している。県側は事業計画を着々と進めてきている中で去る8月6日には地域住民に対して環境アセスメント方法書の中間取りまとめ案の概要を示した。

そのような状況の中で住民の方々は払拭できない不安をどのように整理したら良いのかわからずに大変混乱した状態に陥っておられるように見受けられる。

今後行政はこの建設問題に対しては住民と一緒にやって対処していくべきだと思う。

2年前の平成18年6月議会で坂梨町長は「住民の不安は大変大きいものと認識してい

る。町としても町民の意思を尊重しながら行動していきたい」と述べられた。そこで次の4点について伺う。

一、環境アセスメント方法書が事業者より関係市町村長に送付されるのはいつごろになるのか。又、住民に対する公告・縦覧はどのように行われるのか。

二、8月6日にも説明会があるが、住民にとってはまだまだ不安要素が強いと聞く。町長の今後の取り組み姿勢を伺いたい。

三、今後は県の環境影響評価条例に基づいて事が推移していくと思う。その中で行政の意見を聞く場面もあり、町行政は特に、住民の意見を重視して行政の意見とすべきだと思うがいかがか。

四、環境アセスメント方法書の中間取りまとめ案の概要の中で、地形及び地質の検査・検討は必要ないとされているが疑問を感じる。この件を町長はどう受け止めているか。

答 一、事業主からの情報では10月初旬の見通しである。

公告・縦覧については事業主が行うものであるが、町としても住民の方々が閲覧しやすい環境づくりに努めたい。期間は公告から一ヶ月である。

二、8月6日に内田・長小田対策協議会に対して環境アセスメント方法書の中間取りまとめ案の説明があっており、又、近いうちに内田・長小田全住民に対して説明会を開くように日程調整が行われている。住民の方々の不安払拭については、町でできることは当然努力しなければならないと考えている。

三、町から意見を述べる場合はアセスメント方法書の段階と準備書段階の2回になると考えている。意見書については当然住民等の意見も踏まえて総合的に作成することになると思う。

四、処分場建設にあたり予定地の地形及び地質の状況把握は非常に重要な点であると認識している。事業主に確認したところ、地形及び地質は重要な部分で、環境アセスにおける地下水の項目の中で重要

な調査分析を行うとのことだった。既に一部の基本設計や環境アセスを行うための事前準備としてボーリング調査を実施するなど、他に先がけての地質調査等に着手されている。環境アセス方法書の中間取りまとめ案の概要に示された地形及び地質とは、学術上保全すべき地質や天然記念物等に害する場合に実施する項目であり、予定地は採掘場跡地で既に自然地形改変が行われており、項目で想定するような調査は不要と考えているとの回答だった。



産業廃棄物最終処理場問題で汚染が心配される内田川『塩井谷橋』流域